

公立大学法人山梨県立大学教職員任期規程

(平成22年4月1日制定 法人第3212号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における教職員（公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則及び公立大学法人山梨県立大学教職員再雇用規程の適用を受ける者を除く。以下同じ。）の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めて採用ができる職)

第2条 任期を定めて採用することができる教員（教職員就業規則第2条に規定する教員）の職、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

2 理事長は、職員（教職員就業規則第2条に規定する職員）について、法人の業務運営上特に必要があると認められる場合は、任期を定めて採用できるものとする。

(同意)

第3条 前条に規定する教職員を採用しようとする場合は、別記様式の同意書により採用者の同意を得なければならない。

(再任の審査)

第4条 再任の審査は、当該教職員の任期期間中の勤務実績等に基づき行うものとする。

(給与等の特例)

第5条 第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の給与及び退職手当については、教職員就業規則第30条及び第31条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職	任期	再任に関する事項
教授、准教授、講師、助教及び助手の職で、次に掲げる専門的な業務を職務内容とするもの 1 特定の課題に関わる教育、研究 2 特定の計画に基づく期間を定めて行う教育、研究	5年以内	再任可
助教	5年	1回に限り再任可
助手	5年	1回に限り再任可

別記様式（第3条関係）

同 意 書

平成 年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

氏名 印

私は、公立大学法人山梨県立大学教職員任期規程第3条の規定に基づき、次の任期において、公立大学法人山梨県立大学の教職員として採用されることに同意いたします。

任期： 年 月 日 から 年 月 日 まで